

【周知依頼】 SDS 電子化補助金事業の期限延長について

先般、SDS 情報交換のための標準的フォーマットの周知の依頼をさせていただいたところですが、本フォーマットに対応するため自社システムの改修を行う場合や、新たにシステムを導入する場合等において、必要な費用の一部を補助する事業について、申請期間が令和 8 年 1 月 9 日までに延長されました。

- SDS 電子化補助金

対象 : 中小企業

補助額 : 経費に要する費用の 1/2 を補助。上限は 100 万円。

補助対象 : 標準フォーマット形式による SDS の出力・入力機能を有するシステムの導入（買替、改修等）

- 補助金の詳細は、以下のホームページをご確認ください。

中災防 HP : <https://www.jisha.or.jp/chusho/sds/index.html>

つきましては、別添のパンフレットにより、
貴団体傘下団体及び企業等への周知につきまして、ご協力の程、よろしくお願いいたします。
す。

お忙しい中恐縮ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

厚生労働省 労働基準局安全衛生部
化学物質対策課 化学物質評価室
TEL（代表）：03-5253-1111（内線 5512）
FAX：03-3502-1598
